

令和 9 年度予算編成方針（案）

I 本市の財政状況

現在、本市の財政は、一時期の逼迫した状態から若干改善が見られるものの、本庁舎移転に伴う借入残高の増加、人件費改定、さらにエネルギー及び原材料費の価格高騰等といった要因による財政負担を考慮すると、依然として厳しい状況が続くことが予想される。

加えて、小中学校をはじめとする各公共施設の老朽化は深刻な問題であり、地震や台風などの災害に備えた避難所の確保や環境対策も重要な課題である。また、人口減少と少子高齢化が進む中で、各施設のあり方や管理運営方法、費用対効果について改めて検討する必要がある時期に差し掛かっている。こうした状況において、市全体を一体として捉えた対応が求められる。

このような課題の中、市民生活を安定的に維持し、持続可能な市政運営を実現するためには、令和 9 年度予算編成において、徹底した効率化を進めるとともに、事業の優先順位を明確化することが不可欠である。

1 令和 7 年度決算の状況

令和 7 年度一般会計決算の状況は、令和 6 年度と比較すると次のとおりである。

歳入については、全体で約 8 億円の減少となった。

自主財源では、令和 6 年度実施の定額減税の影響を除いても市税が約 1 億円増加し、ふるさと納税など寄附金は、ほぼ横ばいで推移しており、繰入金を約 6 億円に抑え、市債も約 6 億円減少した。

依存財源では、地方交付税で約 1 億 4 千万円、地方消費税交付金が約 8 千万円増加した一方、価格高騰重点支援給付金などの影響により国庫支出金が約 4 億 9 千万円減少した。

歳出については、全体で約 10 億円の減少となった。

令和 6 年度整備の南下浦コミュニティセンターなどの影響により普通建設事業費が約 9 億 5 千万円減少、価格高騰重点支援給付金で約 4 億 4 千万円減少した一方、その給付金を除く扶助費は、児童手当の制度改正などもあり、全体で約 3 億 4 千万円増加、退職手当を除く人件費も給与改定などの影響により約 2 億 4 千万円増加した。

財政調整基金は、決算剰余金等を積み立て、一部取り崩しを行った結果、年度末現在高は、約 11 億 5 千万円となった。また、公共公益施設整備基金については、約 15 億 6 千万円となった。

全体では、前年度と横ばいで、年度末現在高は、約 40 億円となった。

財政指標においては、経常収支比率は、前年度比 0.5 ポイント改善して 99.1%、実質公債費比率は、0.5 ポイント改善して 11.3%、将来負担比率は、5.2 ポイント改善の 79.0%であり、全体的に改善傾向にあるが、数値的には、厳しい財政状況は継続している。

2 令和9年度の財政見通し

(1) 歳入の見通し

令和9年度について、市税に関しては、市民税及び固定資産税等の増加により、約1億9千万円の増加、普通交付税で約5千万円の増加を見込んでいる。

基金繰入金については、財政調整基金繰入金を見込まず、特定目的基金繰入金を5億5千万円で見込んだ結果、一般財源の歳入は、令和8年度当初予算と比べて、約4億4千万円の減少となった。

(2) 歳出の見通し

義務的経費では、人件費は約4千万円の増加、公債費は約6千万円の増加、市議会議員選挙費、病院や介護保険事業会計への繰出金の増加などにより、義務的経費全体として約3億1千万円の増加を見込んでいる。

実施計画事業費については、約2億3千万円の減少。

その他経費については、経常経費を前年度当初予算と同額を見込み、共通経費で約1億2千万円の減少、臨時的経費については増加が見込まれることから、歳出全体では、令和8年度当初予算と比べて一般財源ベースで約3千万円の減少となった。

(3) まとめ

上記の結果、現時点での財源不足額は約4億円である。

前年度より財源不足額は減少しているが、財政状況は引き続き厳しい状況にある。

II 予算編成の基本方針

人口減少や少子高齢化、地域経済の課題と向き合い、現状の財政状況を踏まえたうえで、持続可能な財政運営を行うことを基本方針とする。

厳しい財政状況下にあるため、地域資源を最大限活用し、事業の選択と集中を徹底し、財政負担にも配慮した実効性のある施策を優先して推進するため、次に掲げる方針により予算を編成することとする。

1 総合計画

総合計画の推進に向け、事業の属する施策・展開方針に資する予算編成に努めること。特に実施計画事業については、三浦みらい創生プラン（総合戦略）重点施策の評価結果等を参考に必要な見直しを図り、実施計画に定める基本目標ごとの数値目標及び基本的方向ごとのKPI（重要業績評価指標）達成に向けた予算編成に努めること。

2 官民協働

多くの公共サービスが民の力と官民協働によって提供されている状況を創り出すことを目指して、サービス・事業の供給手法・実施手法について見直すこと。

行政と市民がお互いに対等なパートナーとして、役割を明確にし、事業の推進にあたっては、市民の参画（協力）を常に念頭におきながら、施策の展開に努めること。

外郭団体及び各種団体に対する人的支援の関与を必要最小限とし、団体の自主性・自立性を高めること。

3 財源対策・査定

効率的な事業実施や歳入増加策及び歳出削減策について幅広く検討し、将来の財政健全化も勘案した予算編成に努めること。

各課においては、臨時的経費の縮減を図るとともに、財政課による査定についても厳しく対処がなされることに留意すること。

なお、予算要求後、市全体の歳入歳出状況を勘案した見直しについて別途協議する。

4 事業の休廃止・D Xの活用

各課において、引き続き事業の整理統合・縮減・休止・廃止を図ること。

なお、将来的な経費の削減に寄与する初期投資（施設照明のLED化等）については、将来のランニングコストの削減効果額などについて十分な検証を行った上で要求すること。

業務全般において、D Xの活用等による実施手法の見直しを検討し、働き方改革の推進及び業務の効率化を積極的に図ること。

5 防災・減災対策

近年の激甚化・頻発化する自然災害や、いつ発生するか分からない大規模地震等に備え、市民の生命と財産を守るため、「減災」および「迅速な復旧・復興」を見据えた強靱な地域づくりを推進する。

特に、三方を海に囲まれた本市の地形的特性を踏まえ、ハード・ソフト両面からの機能向上を図るとともに、限られた財源の中でも優先度を見極め、実効性のある防災・減災対策を検討すること。

6 公共施設

公共施設の管理については、「三浦市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を実現するため、更新や長寿命化などを計画的に行うとともに、統廃合による総量縮減や民間活力の導入など様々な手法を積極的に検討すること。

7 指定管理制度

公の施設の管理運営については、「三浦市公の施設指定管理者制度に関する基本方針」の内容や議会等の議論も踏まえ、制度実施の目的である、①市民サービスの向上と、②コスト削減等を図ること。

指定管理料及び指定管理者納付金については、算出根拠を十分に精査したうえで予算に反映させること。

なお、指定管理者制度を導入している施設の管理運営については、基本協定の金額等に拘束されるものではなく、指定管理料の精算等、様々な状況の変化に対応するため、年度協定により毎年見直しができるものである。毎年度、予算上での収入・支出を変更せずに予算計上するのではなく、実績を捉えた上で、各経費の必要性等を検証して予算に反映させること。

8 市債借入

市債については、住民負担の世代間の公平を確保するための有効な財源であるが、償還が及ばず将来の財政負担を考慮しなければならない。このため、元利償還金に地方交付税措置がない市債の発行を抑制するとともに、大型建設事業の事業着手に当たっては令和9年度予算のみならず、将来の市債償還見通しの観点から実質公債費比率への影響に十分配慮すること。

9 温暖化対策

令和2年5月に宣言をした「ゼロカーボンシティみうら」の実現を目指し、着実かつ効果的に温暖化対策を推進する行政計画として、費用対効果も考慮した三浦市地球温暖化対策実行計画を策定した。全ての部署が事業の執行や所管施設の管理に関し、温室効果ガス削減の視点を持ち、太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー由来の電力の導入等、適切な手法について検討の上要求すること。

Ⅲ その他見積り上の留意事項

- 1 年間予算として編成すること。
- 2 法令等に従い所要額を計上する以下の事業にあっては、当該定められた方法により計上すること。
 - ◇ 国・県補助事業など、算出方法が法令等で定められている事業
 - ◇ 設定済みの継続費及び債務負担行為に基づく事業
 - ◇ 国庫委託事業、受託事業等、事業費すべてが特定財源で賄われ、歳入歳出が同額となる事業
- 3 地方分権の推進に努めること。

地方分権を推進していく中で、国・県・市の役割分担を明確にし、自己決定・自己責任の観点から、事業のあり方を十分認識した上で、予算に反映するものとする。
- 4 市税をはじめとする未収債権の滞納整理の促進、徴収対策の強化に努めること。

市税はもとより、国民健康保険税、保険料、使用料等の未収債権について、負担の公平性、自主財源の確保の観点から現年分のみならず、滞納繰越分の整理に努め、徴収対策を強化し、収納率向上を図ること。
- 5 補助事業における財源の確保を図ること。

国の予算編成や地方財政対策等に関して、現時点において確定していない事項も多いため、要求時及び要求後において補助金、負担金等の動向に留意し、適切に対応すること。

国・県補助事業以外でも、その他の助成制度に該当するかどうかについて必ず情報収集を行い、必要な財源確保のため積極的に補助事業の活用を図ること。

補助金確保の見通しは、厳しく捉え、年度内に入ってから補助金が削減あるいは不採択とならないようにすること。万が一、そのような事態になった場合は、財政課に報告し、事業縮減又は執行中止すること。

補助制度の活用は積極的に図ることとするが、事業の緊急性や効果、将来負担（更新費用・ランニングコスト）などを十分検討し、安易な補助事業の実施は慎むこと。
- 6 扶助費は徹底した精査を行ったうえで予算に反映させること。

扶助費の増加は財政硬直化の大きな要因になっている。今後も社会保障費の増加が見込まれるため、国及び県の扶助制度の動向を把握し、対象者数や伸率などについて徹底した精査を行った上で予算に反映させること。

特に、市単独事業については、内容について再度検証し、廃止、削減に向けた検討を行うこと。

積算根拠について、説明ができる資料等を準備すること。

7 特別会計及び企業会計

予算見積りにあたっては、一般会計に準じて行うものとするほか、積極的な歳入の確保・歳出の抑制に努め、長期的な収支見通しに基づく経営改善及び合理化方針の徹底を図ること。

特に公営企業会計においては、独立採算制を経営の基本原則として、経営健全化の取組を進め、後年度に多大な財政負担を招かないように企業債発行の抑制に努めること。

IV 編成・要求について

1 編成・要求方法

(1) 各課編成

部門が廃止され、部門長による予算編成も廃止となる。

部門に配分を行わないことから、今年度は、各課における予算編成作業となる。

ただし、各部長は、必ず内容を精査し、部長決裁をもって財政課へ提出すること。

(2) 要求積算方法

すべての経費について、規模推計時・計画策定時の数値をそのまま計上するのではなく、再度、削減等について検討すること。

特に「その他経費」については、要求内容を精査し、過大な要求を行わないこと。

大規模な施設修繕等を計上する場合は、令和9年度に実施する必要性、財源確保の検討結果及びその他施設との優先度について、説明ができる資料等を準備すること。

(3) 要求限度額

原則として、各事業の令和8年度当初予算における一般財源を要求限度額とする。

基金等が、充当されている場合は、それを一般財源に加算するものとする。

各事業の一般財源等については、別添の「R9経費区分別事業等一覧」を参照すること。

2 事業分類・事業仕分け

すべての事業費が下記のとおり、義務的経費、実施計画事業費、その他経費に仕分けされている。各事業がどの経費になっているかを確認し、予算編成にあたること。

経費区分		内 容
1 義務的経費		1 公債費
		2 扶助費（国県補助事業及び法等の定めにより市の裁量が及ばない事業）及び審査支払い手数料等扶助費に伴う事務費
		3 人件費（産休・育休補充分を含む。実施計画事業費及びその他経費の報酬を除く）
		4 債務負担行為・長期継続契約・継続費に係る年度割額（更新を含み、指定管理者業務を除く）
		5 選挙費（報酬を含む）
		6 統計調査費
		7 繰出基準に基づく他会計繰出金
		8 特別会計における保険給付費・拠出金
		9 予備費（一般会計のみ）
2 実施計画事業費		重点施策推進に資する事業
3 その他経費	1 経常的経費	1 施設の維持管理費
		2 施設の維持補修費（建設改良を除く）
		3 市有財産の維持管理経費
		4 非常勤特別職の報酬（選挙に係るもの以外で日額、回数で額を定めるもの）
		5 複数の課等にまたがる事務に係る経常的な共通経費
		6 常備消防委託等事業及び広域ごみ処理事務委託事業に係る経費
		7 上記以外の経常的経費（実施計画事業費を除く）
	2 臨時的経費	1 繰出基準に基づかない他会計繰出金
		2 上記以外のもの（新たな債務負担行為、債務保証又は損失補償を設定する事務を含める）

【その他経費のうち部門配分額から除くもの】

《共通経費》

- 職員研修事業○法制文書一般管理事業○基金管理事業○財政管理事業
- 財務会計システム運用事業○契約及び検査事業○会計管理事業○公共用財産維持管理事業
- 情報通信網基盤整備事業○インターネット活用事業○電子計算組織運営事業
- 総合行政ネットワーク整備事業○社会保障・税番号制度関連事業（デジタル課）
- DX推進事業○諸費予算管理事業

《広域事務経費》

- 広域ごみ処理処分事業○常備消防委託等事業

《臨時等経費》

- 需用費のうち物品等修繕料、施設修繕料
- 役務費のうち自動車損害保険料、損害保険料○委託料のうち建設事業委託料
- 工事請負費○備品購入費
- 負担金、補助及び交付金のうち県営事業負担金、建設事業補助金
- 償還金、利子及び割引料○公課費○その他臨時的経費と認められるもの